

法務省人定第 14 号
令和 2 年 3 月 31 日

法務省民事局長 殿
法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省大臣官房人事課長
(公 印 省 略)

法務局及び地方法務局の職員の配置定員について (通達)

標記については、下記のとおりとし、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとされましたので、その適正な運用に留意願います。

なお、本通達の施行に伴い、平成 31 年 3 月 29 日付け法務省人定第 15 号当職依命通達「法務局及び地方法務局の職員の配置定員について」は、廃止します。

記

- 1 各法務局及び各地方方法務局別の職員の配置定員は、別表のとおりとする。
- 2 法務局又は地方法務局の各支局別及び法務局若しくは地方法務局又はその支局の各出張所別の職員の配置定員は、別表に定める当該法務局又は地方法務局の職員の配置定員の範囲内において、当該法務局長又は地方法務局長が別に定める。

別表 各法務局及び各地方法務局別の職員の配置定員

管轄法務局名	法務局又は 地方法務局の名称	配 置 定 員 (人)			
		指 定 職	行政職(一)	行政職(二)	合 計
札幌法務局	札幌法務局	1	222		223
	函館地方法務局		55	1	56
	旭川地方法務局		73		73
	釧路地方法務局		79		79
	小 計	1	429	1	431
仙台法務局	仙台法務局	1	201	2	204
	青森地方法務局		105		105
	盛岡地方法務局		121	1	122
	秋田地方法務局		89		89
	山形地方法務局		96	1	97
	福島地方法務局		160		160
	小 計	1	772	4	777
東京法務局	東京法務局	1	1,121	3	1,125
	水戸地方法務局		179		179
	宇都宮地方法務局		131		131
	前橋地方法務局		145	1	146
	さいたま地方法務局		342		342
	千葉地方法務局		307	1	308
	横浜地方法務局		420		420
	新潟地方法務局		172	1	173
	甲府地方法務局		82		82
	長野地方法務局		168		168
	静岡地方法務局		209	1	210
	小 計	1	3,276	7	3,284
名古屋法務局	名古屋法務局	1	414	1	416
	富山地方法務局		88		88
	金沢地方法務局		91		91
	福井地方法務局		75		75
	岐阜地方法務局		142	1	143
	津地方法務局		144		144
	小 計	1	954	2	957
大阪法務局	大阪法務局	1	529	1	531
	大津地方法務局		98	1	99
	京都地方法務局		169	1	170
	神戸地方法務局		322	1	323
	奈良地方法務局		97	1	98
	和歌山地方法務局		98	1	99
	小 計	1	1,313	6	1,320

管轄法務局名	法務局又は 地方法務局の名称	配 置 定 員 (人)			
		指 定 職	行政職(一)	行政職(二)	合 計
広島法務局	広島法務局	1	226	2	229
	鳥取地方法務局		68	1	69
	松江地方法務局		88	1	89
	岡山地方法務局		135		135
	山口地方法務局		117	1	118
	小 計	1	634	5	640
高松法務局	高松法務局		108	2	110
	徳島地方法務局		70		70
	松山地方法務局		105	2	107
	高知地方法務局		84	1	85
	小 計		367	5	372
福岡法務局	福岡法務局	1	336	1	338
	佐賀地方法務局		80	1	81
	長崎地方法務局		107		107
	熊本地方法務局		149		149
	大分地方法務局		100		100
	宮崎地方法務局		96	1	97
	鹿児島地方法務局		135		135
	那覇地方法務局		110		110
	小 計	1	1,113	3	1,117
合 計		7	8,858	33	8,898